

※この法令は廃止されています。

## 平成八年法律第七十七号

### 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国の排他的經濟水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三十三号）による措置等と相まって、排他的經濟水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。（定義等）

第二条 この法律において「排他的經濟水域等」とは、我が国の排他的經濟水域、領海及び内水（内水面を除く。）並びに大陸棚（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）をいう。

2 この法律において「漁獲可能量」とは、排他的經濟水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度をいう。

3 この法律において「漁獲努力力量」とは、海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量であつて、採捕の種類別に操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるものとをいう。

4 この法律において「漁獲可能量」とは、排他的經濟水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力力量による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の漁獲努力力量の合計の最高限度をいう。

5 この法律において「特定海洋生物資源」とは、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源をいう。

6 この法律において「第一種特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適當である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

7 この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲努力力量を決定すること等により保存及び管理を行うこと等により保存及び管理を行つて、政令で定めるものをいう。

8 農林水産大臣は、前二項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（基本計画）

9 第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による基本計画の変更について準用する。

（都道府県計画）

10 第四号に掲げる数量（第五号に掲げる数量を定めた場合には、その数量。以下「大臣管理力量」という。）に關し実施すべき施策に関する事項

11 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力力量に関する事項

12 第八号に掲げる漁獲努力可能量（うち指定漁業等の種類（漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「大臣管理努力力量」という。）に關する事項

13 第八号に掲げる漁獲努力可能量（大臣管理努力力量を除く。）について、都道府県別に定める量に関する事項

14 大臣管理努力力量に関し実施すべき施策に関する事項

15 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要な事項

16 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力力量に関する事項

17 第二種特定海洋生物資源知事管理努力力量（うち第二種特定海洋生物資源の採捕の種類（漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類であつて指定漁業等以外のものに限る。）別に定める量（以下「第二種特定海洋生物資源知事管理努力力量」という。）に関する事項

18 第二種特定海洋生物資源知事管理努力力量に関する事項

19 第二種特定海洋生物資源の採捕の種類（漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類であつて指定漁業等以外のものに限る。）別に定める量（以下「第二種特定海洋生物資源の採捕の種類による数量」という。）に關する事項

20 第二種特定海洋生物資源の採捕の種類による数量に関する事項

21 第二種特定海洋生物資源の採捕の種類による数量に関する事項

- 七 第四号に掲げる数量（第五号に掲げる数量を定めた場合には、その数量。以下「大臣管理力量」という。）に關し実施すべき施策に関する事項
- 八 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力力量に関する事項
- 九 前号に掲げる漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類（漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「大臣管理努力力量」という。）に關する事項
- 十 第八号に掲げる漁獲努力可能量（大臣管理努力力量を除く。）について、都道府県別に定める量に関する事項
- 十一 大臣管理努力力量に関し実施すべき施策に関する事項
- 十二 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要な事項
- 十三 前項第三号及び第八号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持又は回復させることを目的として、同項第二号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の經營その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 十四 農林水産大臣は、基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 十五 農林水産大臣は、第二項第六号に掲げる数量又は同項第十号に掲げる量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係する都道府県の知事の意見を聴くものとし、当該数量又は量を定めたときは、遅滞なく、当該関係部分について関係する都道府県の知事に通知するものとする。
- 十六 農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 十七 農林水産大臣は、特定海洋生物資源ごとの動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 十八 農林水産大臣は、前項の検討を行うに当たつては、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 十九 第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による基本計画の変更について準用する。
- 二十 都道府県計画
- 二十一 都道府県の知事は、基本計画に即して、前条第二項第六号に掲げる数量又は同項第十号に掲げる量に關し実施すべき施策に関する都道府県の計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。
- 二十二 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- 二 特定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
- 三 第一種特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項
- 四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他農林水産省令で定める漁業（以下「指定漁業等」という。）の種類別に定める数量に関する事項
- 五 前号に掲げる数量について、操業区域別又は操業期間別の数量を定める場合にあっては、その数量に関する事項
- 六 第三号に掲げる漁獲可能量（第四号に掲げる数量及び政令で定める者が行う第一種特定海洋生物資源の採捕に係る数量を除く。）について、海面がその区域内に存する都道府県（以下単に「都道府県」という。）別に定める数量に関する事項
- 七 第二種特定海洋生物資源の採捕の種類（漁獲努力力量による管理の対象となる採捕の種類であつて指定漁業等以外のものに限る。）別に定める量（以下「第二種特定海洋生物資源の採捕の種類による数量」という。）に關する事項
- 八 都道府県の知事は、都道府県計画を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4     | 都道府県の知事は、都道府県計画（第一項第一号及び第五号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。）を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5     | 都道府県の知事は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6     | 農林水産大臣は、基本計画の変更により都道府県計画が基本計画に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県計画に係る都道府県の知事に対し、当該都道府県計画を変更すべき旨を通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7     | 都道府県の知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県計画を変更しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8     | 都道府県の知事は、前項の場合を除くほか、指定海洋生物資源（次条第一項の第一種指定海洋生物資源及び第二種指定海洋生物資源をいう。以下同じ。）の動向、特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9     | 都道府県の知事は、前項の検討を行うに当たつては、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10    | 第三項から第五項までの規定は、第七項又は第八項の規定による都道府県計画の変更について準用する。<br>(指定海洋生物資源の保存及び管理)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第十五条  | 都道府県の知事は、特定海洋生物資源でない海洋生物資源のうち、都道府県の条例で定める海域（以下「指定海域」という。）において、都道府県漁獲限度量（指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度をいう。以下同じ。）を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源（以下「第一種指定海洋生物資源」という。）又は都道府県漁獲努力限度量（指定海域において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて都道府県漁獲努力量（海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業（指定漁業等を営む者に係るもの）の量であつて、採捕の種類別に操業日数その他の都道府県の規則で定める指標によつて示されるものをいう。以下同じ）による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の都道府県漁獲努力限度量の合計の最高限度をいう。以下同じ。）を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源（以下「第二種指定海洋生物資源」という。）について、都道府県計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。<br>一 指定海洋生物資源ごとの動向に関する事項<br>二 第一種指定海洋生物資源ごとの都道府県漁獲限度量に関する事項<br>三 前号に掲げる都道府県漁獲限度量について、第一種指定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあつては、その数量に関する事項<br>四 第二号に掲げる都道府県漁獲限度量（前号に掲げる数量を定めた場合にあつては、その数量。第八条第二項において「第一種指定海洋生物資源知事管理量」という。）に関し実施すべき策策に関する事項 |
| 五     | 第二種指定海洋生物資源ごとの都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに都道府県漁獲努力限度量に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 六     | 前号に掲げる都道府県漁獲努力限度量のうち第二種指定海洋生物資源の採捕の種類（当該都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。）別に定める量（以下「第二種指定海洋生物資源知事管理努力量」という。）に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 七     | 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 八     | 前項第二号及び第五号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に指定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3     | 第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道府県の条例は、都道府県が当該都道府県の地先水面（排他的経済水域等に限る。第十七条第三項において同じ。）の全部又は一部の海域において特定の海洋生物資源の保存及び管理を行う必要があると認める場合に定めることができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4     | 都道府県の知事は、都道府県計画（前条第一項に掲げる事項に限る。）の実施の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事に対し、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第五十七条 | 農林水産大臣は基本計画（第三条第二項第六号及び第十号に掲げる事項を除く。）の達成を図るために、都道府県の知事は都道府県計画の達成を図るために、この法律の規定による措置のほか、漁業法第三十四条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項、第三十九条第一項（同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第五項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の必要な措置を講じなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第五十八条 | 都道府県の知事は、都道府県計画の達成を図るために漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするとときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び同法第三十七条第四項の規定を準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第五十九条 | （採捕の数量又は漁獲努力量等の公表）<br>農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えるおそれがあると認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量又は漁獲努力量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第六十条  | 都道府県の知事は、第一種特定海洋生物資源知事管理量若しくは第一種指定海洋生物資源知事管理量（以下「知事管理量」と総称する。）の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるとき、又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量若しくは第二種指定海洋生物資源知事管理努力量（以下「知事管理努力量」と総称する。）の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量又は漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量その他の農林水産省令で定める事項を公表するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第六十一条 | （助言、指導又は勧告）<br>農林水産大臣は、前条第一項の規定による公表をした後において、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量その他の農林水産省令で定める事項を公表するため必要があると認めるときは、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕に關し、必要な助言、指導又は勧告をできる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第六十二条 | 都道府県の知事は、前条第二項の規定による公表をした後において、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようになるため必要があると認めるときは、当該知事管理量又は知事管理努力量を超えないようになるため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量その他の農林水産省令で定める事項を公表する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第六十三条 | （助言、指導又は勧告）<br>農林水産大臣は、前条第一項の規定による公表をした後において、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量その他の農林水産省令で定める事項を公表するため必要があると認めるときは、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕に關し、必要な助言、指導又は勧告をできる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第六十四条 | 都道府県の知事は、前条第二項の規定による公表をした後において、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようになるため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようになるため必要があると認めるとき、又は知事管理努力量若しくは都道府県漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量その他の農林水産省令で定める事項を公表する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |





(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一百中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）  
（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(处分、申請等に関する経過措置)

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項（罰則に関する経過措置）第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第一百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一九年二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）  
二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）  
附則（平成一九年六月二九日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
附則（平成一三年六月二九日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第六項又は第七項の政令の制定に当たつてその立案をするときは、この法律による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第四項の規定の例による。  
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(施行期日)  
附則（平成一九年六月六日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。